斑鳩町立保育所給食調理・洗浄業務【長期継続契約】プロポーザルに関する質疑への回答

NO.	質問内容	回答
1	従業員の配置について、有資格者の配置義務、または栄養士の配置義務はありますでしょうか。	斑鳩町立保育所給食調理・洗浄業務【長期継続契約】公募型プロポーザル実施要領の「4. 参加資格（13）」において、以下のとおり定めております。 「栄養士又は調理師の資格を有し、かつ保育所又は学校給食施設において、1年以上の調理経験を有する者を各園に1名以上、常時当該業務に従事させることができること。」
2	直近1ヶ月程度の献立のご共有は可能でしょうか。	可能です。希望される場合は、住民生活部子育て支援課へ電子メールにてご依頼ください。追って、電子メール等により個別に送付いたします。